

重要なお知らせ

令和8年8月3日
九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課

令和8年熊本地震に伴う船員法関係規定の 弾力的な運用について

今般の地震により、被災した船員等に係る船員法関係規定の適用に当たっては、当面の間、以下のとおり弾力措置を講じます。

- ① 第37条に基づく雇入契約の成立等の届出が必要となる場合にあっては、事後的な手続を可とする。
- ② 船員法第50条に基づき船員手帳の受有等が必要となる場合にあっては、事後的な交付申請等を可とする。
- ③ 船員法施行規則第77条の7に基づく危険物等取扱責任者資格の認定の更新が必要となる場合には、更新時期を超える場合であっても、同条第2項に規定する要件による更新を可とする。

【お問い合わせ先】

九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課

TEL: 092-472-3175

MAIL: qst-kaian-seninrodo@ki.mlit.go.jp